

令和4年8月19日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂 松 茂 人
(公印省略)

オンライン資格確認の原則義務化の概要及び
医療機関等向けオンライン説明会の開催について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今般、日本医師会より標記に関して連絡がありました。

オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年4月から導入を原則として義務付けることに関し、令和4年8月10日、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）において、例外を含む原則義務化の内容や、オンライン資格確認導入医療機関における診療報酬上の加算の内容についての答申が取りまとめられました。

現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関は、オンライン資格確認導入の原則義務化の対象外となります。紙レセプト請求以外の医療機関は来年4月より原則義務化されます。

令和4年4月の改定で新設された「電子的保健医療情報活用加算」は令和4年9月30日までの取扱いとし、令和4年10月1日より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」〔①レセプトオンライン請求を実施し、オンライン資格確認を行う体制を有する等の施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合：4点（＝従来の保険証を持参した患者の場合等）、②オンライン資格確認等により情報を取得した場合：2点（＝マイナ保険証を持参し、医療情報等の提供に同意した患者の場合等）で、月に1回、初診時に①または②の点数を加算する。〕が新設されます。

同日の中医協では、医療情報化支援基金による導入補助金の拡充（病院の補助上限額の増額、診療所の補助上限額までの全額補助（42.9万円を上限に実費補助）の復活）も公表されました。

オンライン資格確認原則義務化の概要については下記のとおりです。

また、8月24日にオンライン資格確認推進協議会（日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会）と厚生労働省が合同でオンライン説明会（令和4年8月24日（水）18:30～20:00（YouTubeLiveによる配信）参加URL（<https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>）が開催されますので、ご案内申し上げます。

なお、オンライン資格確認について、日本医師会としては、

- ・「将来的に全ての医療機関にオンライン資格確認が導入されることで、全国の医療機関が安全に繋がる医療専用のネットワークが構築されることとなり、このネットワーク基盤の活用が、国民・患者への安全・安心で良質な医療提供に繋がる」と考えていることから、その推進、普及に協力する立場をとっている。
- ・今後、国並びに各関係者と協力し、会員の先生方の導入を支援していく。

- ・導入に関する情報を、随時、文書、日医ニュース、ホームページ、説明動画、説明会など様々な媒体で提供し、導入に関する相談窓口を拡充する。
としています。

本会としては、マイナンバーカードの健康保険証利用が国民に普及していない段階で、オンライン資格確認システムの導入を原則義務化することは、あまりにも拙速と考えており、日本医師会に対して、現状において来年4月の導入義務化は困難である旨、お伝えしております。

しかしながら、費用補助の期限（令和5年3月31日）までにシステム導入を完了するためには、遅くとも9月頃までに顔認証付きカードリーダーの申込が必要となります。加えて、世界的な半導体不足の影響や、システム改修が年度末に集中すると混雑して事業者が対応できない可能性もありますので、なるべく早めに「医療機関等向けポータルサイト」で顔認証付きカードリーダーの選定・申込を行っていただき、あわせてシステムベンダにご相談くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂き、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

■オンライン資格確認原則義務化の概要と対応（日医文書）

1. オンライン資格確認原則義務化の経過について

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付ける」との政府方針が示されました。これに基づき、中医協に対して、令和4年8月3日、「医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱い」について諮問がなされ、同8月10日に、例外を含む原則義務化の内容や、オンライン資格確認導入医療機関における診療報酬上の加算の内容についての答申が取りまとめられました。また、同日の中医協では、医療情報化支援基金による導入補助金の拡充（病院の補助上限額の増額、診療所の補助上限額までの全額補助の復活）も公表されました。

2. オンライン資格確認原則義務化の概要について

【原則義務化の内容】

保険医療機関及び保険医療養担当規則等が改正され、令和5年4月1日以降、保険医療機関は、患者の受給資格を確認する際に、患者からマイナンバーカードを健康保険証として利用する（＝「マイナ保険証」による）オンライン資格確認による確認を求められた場合、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならない、そのために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

●義務化の例外

現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関は、オンライン資格確認導入の原則義務化の例外となります。

●導入の手続きのお願い

例外となる医療機関以外の医療機関におかれましては、コロナ禍への対応等、大変な状況の中、誠に恐縮ではございますが、来年4月の原則義務化に向けて、オンライン資格確認導入の手続きを進めていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

●やむを得ない場合の対応

世界的な半導体不足による機材調達の遅れや、システム事業者側の対応力の不足により発注しても導入が進まない等、導入における課題が多く存在していることも承知しており、オンライン資格確認の導入が期限までに間に合わないやむを得ない事情もあると考えております。そのため、日本医師会をはじめとする診療側委員の強い要望で、中医協答申の附帯意見において、「令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行う」旨が記載されております。

また、中医協において、「令和5年4月1日にオンライン資格確認に対応できていない場合、即、療担規則違反となって保険医療機関の指定取り消しとなってしまうのか」という日本医師会委員の質問に対して、厚労省事務局からは、「療担規則は、保険医療機関等の責務を規定するものであり、遵守されていない場合には、まずは、地方厚生局による懇切丁寧な指導などが行われることとなるが、具体的には個別事案ごとに適宜判断することとなる」との回答がなされております。

●日本医師会相談窓口の拡充

今回の原則義務化を契機として地域医療提供体制に支障を来たす事態が生じないよう、日本医師会としても各関係者と協力し、引き続き課題解決に努めていく所存です。

これらの課題への対応について、厚労省は中医協において、「コールセンターを設置し、個別の問い合わせに対応している」、「これまでに受けた問い合わせを踏まえ、順次Q&Aを更新し、わかりやすい配付資料等も行っていく」、「システム事業者にも、システム事業者導入促進協議会の活動等を通じ、丁寧な対応を依頼していく」、「申し込みから導入開始まで、ステージごとの課題に適切に対応していく」との見解を示しております。

そこで、現場の課題をより広く収集するために、日本医師会では、従来から設置している相談窓口を拡充いたします。導入についてお困りのこと（例えば、地域に業者が見つからない、見積額が補助金上限額より高い、保守料が高い、導入に時間がかかる、適切なネットワーク回線が見つからないなど）ございましたら、下記相談窓口には是非情報をお寄せください。いただいた情報を厚生労働省やオンライン資格確認推進協議会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会にて設立）と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行ってまいります。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

【医療情報化支援基金によるオンライン資格確認導入補助の見直し】

昨年来、日本医師会として、医療情報化支援基金によるオンライン資格確認導入補助の拡充を強く求めてきた結果、この度、以下の通り見直しが行われました。

＜診療所＞

見直し後：基準とする事業額 42.9 万円を上限に実費補助
(顔認証付きカードリーダー1 台無償提供)

＜病 院＞

見直し後：基準とする事業額を 2 倍に増額
(顔認証付きカードリーダー3 台まで無償提供)

1 台の場合：事業額 420.2 万円を上限に 1/2 を補助 (補助上限 210.1 万円)

2 台の場合：事業額 400.4 万円を上限に 1/2 を補助 (補助上限 200.2 万円)

3 台の場合：事業額 380.6 万円を上限に 1/2 を補助 (補助上限 190.3 万円)

なお、本補助金を受けるには、下記の期間内にそれぞれの対応を進めていただく必要があります。

- (1) 令和 4 年 6 月 7 日～同 12 月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込む
- (2) 令和 5 年 2 月末までにシステム事業者と導入に関する契約を締結する
- (3) 令和 5 年 3 月末までに事業を完了させ、オンライン資格確認をスタートさせる
- (4) 令和 5 年 6 月末までに交付申請を行う

また、令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 6 月 6 日の期間にカードリーダーを申込済で、令和 4 年 6 月 7 日～令和 5 年 1 月末までにオンライン資格確認の運用を開始した医療機関に対しては、補助金受給済の医療機関を除き、今回拡充される補助内容との差額に相当する別途の補助が実施されます。この別途の補助につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡いたします。

【診療報酬上の加算の取り扱い】

今回のオンライン資格確認原則義務化を踏まえ、令和 4 年 4 月に新設された「電子的保健医療情報活用加算」は令和 4 年 9 月 30 日までの取扱いとし、令和 4 年 10 月 1 日より新たに、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されることとなりました。

新設される加算は、初診時等に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療等を実施し質の高い医療を提供する体制及び電子資格確認等による患者情報の取得の効率化を考慮した評価となります。

点数は、

- (1) 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合：4 点
(=従来の保険証を持参した患者の場合等)
- (2) (1) であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合：2 点
(=マイナ保険証を持参し、医療情報等の提供に同意した患者の場合や、診療情報提供書

等を通じて、医療情報等を取得した患者の場合等)
となっており、月に1回、初診時にいずれかの点数を加算することができます。

算定するための施設基準は以下の通りです。

- (1) レセプトのオンライン請求を行っていること。
 - (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
 - (3) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ア. オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - イ. 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用*して診療を行うこと。
- *情報の取得・活用の具体的な方法として、初診時に患者の診療情報を取得する際には、別途示される問診票（標準的な問診項目が含まれた問診票）又はこれに準じた問診票を用いることが求められる予定。

3. 医療機関等向けオンライン説明会について

今回のオンライン資格確認原則義務化に関する様々な決定を受けて、令和4年8月24日、三師会（日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会）が設置したオンライン資格確認推進協議会と厚生労働省の合同で、医療機関等向けオンライン説明会を開催させていただくことになりました。

三師会・厚労省合同医療機関等向けオンライン説明会

令和4年8月24日（水）18:30～20:00（YouTubeLiveによる配信）

参加 URL <https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>



チャットによる質疑応答も交え、顔認証付きカードリーダーの各機種の特徴等も含め、分かりやすく現状をお知らせ・ご紹介すると共に、医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入をお願いさせていただく内容となりますので、特に都道府県医師会、郡市区等医師会の社会保険担当理事、情報システム担当理事の先生方におかれましては、是非ご視聴いただきたく、お願い申し上げます。

なお、当日の様様につきましては、後日録画映像の配信も行われる予定です。

また、上記オンライン説明会とは別に、日本医師会として、9月中に都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会を開催する予定です。開催が決定次第、改めて開催通知にてご連絡いたします。

担当事務局： 大阪府医師会 保険医療課（電話 06-6763-7001） 総務課企画室（電話 06-6763-7021）
